

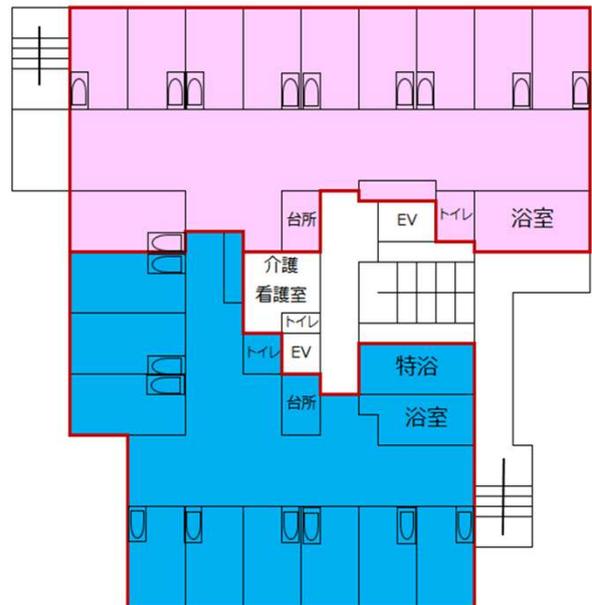
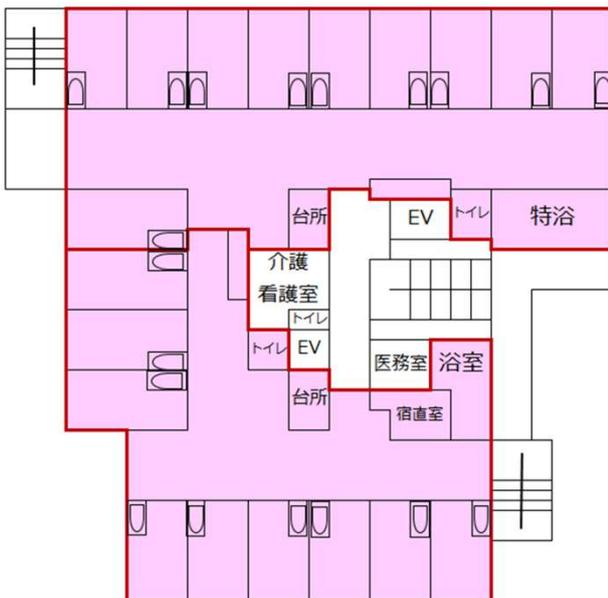
社会福祉法人白鳥蘆花の会

特別養護老人ホームめざめ ショートステイめざめ

料金表

(令和7年 10月1日改定)

特別養護老人ホームめざめ



ショートステイめざめ：2階

地域密着型特別養護老人ホーム
めざめ料金表

介護サービス費	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅳ	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	栄養マネジメント強化加算	日常生活継続支援加算	科学的介護推進加算(Ⅱ)	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険基準外サービス費(円)		利用者負担30日分(円)				
												食費	居住費	1割負担	2割負担	3割負担		
基本	常勤の看護師1名以上	常勤の看護師以外に1名	夜間帯の看護師配置	常勤の理学療法士等1名以上	利用者情報を厚労省に提出し連携・活用	管理栄養士を1名以上配置	要介護4・5や胃ろうの方を一定以上受け入れ	利用者のADL等の情報を厚労省へ提出し連携	緊急時に入院を受け入れる協力医療機関と連携	医療機関から実地指導を受ける	介護職員等の処遇改善に取り組むことで算定	所得段階						
要介護1	682												第1	300	880	64,918		
													第2	390	880	67,618		
													第3①	650	1,370	90,118		
													第3②	1,360	1,370	111,418		
													第4	1,880	2,500	160,918	190,435	219,953
要介護2	753												第1	300	880	67,380		
													第2	390	880	70,080		
													第3①	650	1,370	92,580		
													第3②	1,360	1,370	113,880		
													第4	1,880	2,500	163,380	195,359	227,339
要介護3	828	12/日	23/日	61/日	12/日	20/月	11/日	46/日	50/月	50/月	5/月	14.0%	第1	300	880	69,981		
													第2	390	880	72,681		
													第3①	650	1,370	95,181		
													第3②	1,360	1,370	116,481		
													第4	1,880	2,500	165,981	200,561	235,142
要介護4	901												第1	300	880	72,513		
													第2	390	880	75,213		
													第3①	650	1,370	97,713		
													第3②	1,360	1,370	119,013		
													第4	1,880	2,500	168,513	205,625	242,738
要介護5	971												第1	300	880	74,940		
													第2	390	880	77,640		
													第3①	650	1,370	100,140		
													第3②	1,360	1,370	121,440		
													第4	1,880	2,500	170,940	210,480	250,020

地域密着型特別養護老人ホームめざめ介護加算 ①

		1割	2割	3割	
初期加算	新規入所及び1カ月以上入院した場合（退院日より30日間）	31円/日	61円/日	92円/日	
入院・外泊時加算	入院及び外泊の場合（6日間を限度） ※入院・外泊中は居住費基準額が実費負担	250円/日	499円/日	749円/日	
配置医師 緊急時対応加算	医師との連絡方法を定めている	（医師の通常の勤務時間外）	330円/回	659円/回	989円/回
		（早朝・夜間）	660円/回	1,319円/回	1,978円/回
		（深夜）	1,319円/回	2,637円/回	3,955円/回
個別機能 訓練加算Ⅲ	個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定しており、入居者の口腔の健康状態や栄養状態の情報を相互に共有している場合	21円/月	41円/月	61円/月	
生活機能向上 連携加算（Ⅱ）	外部のリハビリテーション専門職と共同でアセスメントを行い個別の機能訓練計画を作成	102円/月	203円/月	305円/月	
排せつ支援 加算（Ⅰ）	排せつに要する介護が、全介助が一部介助に、一部介助が見守り以上に改善した場合や尿道カテーテル留置から抜去出来た場合	11円/月	21円/月	31円/月	
褥瘡マネジ メント加算（Ⅰ）	褥瘡に関するリスク管理を行い、ハイリスクの入居者に褥瘡ケア計画を作成して管理した場合	3円/月	6円/月	9円/月	
褥瘡マネジ メント加算（Ⅱ）	施設入所時に褥瘡リスクのある方が、その後褥瘡の発生がない又は入所時に認めた褥瘡が治癒	14円/月	27円/月	40円/月	
口腔衛生管理 加算（Ⅱ）	口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の口腔衛生の管理を計画的に行い、情報を厚労省に提出、連携・活用している	112円/月	223円/月	335円/月	
経口移行 加算	経管から食事を摂取している方が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受け実施した場合	29円/日	57円/日	85円/日	
経口維持 加算（Ⅰ）	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対して多職種での会議、経口維持計画などの作成を実施した場合	406円/月	812円/月	1,217円/月	
経口維持 加算（Ⅱ）	食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	102円/月	203円/月	305円/月	
自立支援 促進加算	医学的評価の結果、自立支援のための対応が必要な方に対し自立支援に関わる支援計画を作成した場合	284円/月	568円/月	852円/月	

地域密着型特別養護老人ホームめざめ介護加算 ②

		1割	2割	3割	
療養食加算	医師の指示に基づく治療食が提供された場合(1日3回を限度)	6円/1食	12円/1食	18円/1食	
新興感染症等施設療養費	新興感染症に感染した方に対して、医療機関との連携体制を確保したうえで施設内で療養を行った場合(月5日限度)	244円/日	487円/日	730円/日	
看取り介護加算Ⅱ	医師が終末期にあると判断し、看取り介護を提供した場合	亡くなる以前31日以上45日以内	73円/日	146円/日	219円/日
		亡くなる以前4日以上30日以内	146円/日	292円/日	438円/日
		亡くなる以前2日及び3日	791円/日	1,582円/日	2,373円/日
		亡くなった日	1,603円/日	3,205円/日	4,807円/日
再入所時栄養連携加算	入院し施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、再入居後に医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成(1回限度)	203円/回	406円/回	609円/回	
退所時栄養情報連携加算	特別食を要する又は低栄養状態にある方が退所する場合に退所先である施設や医療機関等に栄養管理に関する情報を提供した場合(月1回限度)	71円/回	142円/回	213円/回	
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	入居者が退居する前に、退居後の住まいを訪問して相談援助を行った場合(入所中1回又は2回を限度)	467円/回	933円/回	1,400円/回
	退所後訪問相談援助加算	入居者の退居後30日以内に居宅訪問をして相談援助を行った場合(退所後1回を限度)	467円/回	933円/回	1,400円/回
	退所時相談援助加算	入居者の退居時に、入居者及び家族等に対して退居後の居宅サービス等について助言を行った場合(1人につき1回を限度)	406円/回	812円/回	1,217円/回
	退所前連携加算	入居者が希望する指定居宅介護支援事業者に対して情報提供を行った場合(1人につき1回を限度)	507円/回	1,014円/回	1,521円/回
	退所時情報提供加算	入居者退去時に入院する医療機関へ情報提供を行った場合(1人につき1回を限度)	254円/回	507円/日	761円/日
特別通院送迎加算	透析が必要な方の通院送迎を月12回以上行った場合	603円/月	1,205円/月	1,807円/月	

ショートステイめざめ料金表

介護度	介護サービス費 基本	看護体制加算Ⅲ 常勤の看護師1名以上 要介護3以上の割合が70%以上	看護体制加算Ⅳ 常勤の看護師以外に1名	夜勤職員配置加算Ⅳ 夜勤帯を通じて看護職員を配置	機能訓練体制加算 常勤の理学療法師等1名以上	サービス提供体制加算Ⅰイ 介護福祉士60%以上	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員等の処遇改善に取り組むことで算定	所得段階	介護保険基準外サービス費(円)		1日分		
									食費	居住費	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529							第1	300	880	1,833		
								第2	600	880	2,133		
								第3①	1,000	1,370	3,023		
								第3②	1,300	1,370	3,323		
								第4	1,880	2,500	5,033	5,686	6,339
要支援2	656							第1	300	880	1,981		
								第2	600	880	2,281		
								第3①	1,000	1,370	3,171		
								第3②	1,300	1,370	3,471		
								第4	1,880	2,500	5,181	5,981	6,781
要介護1	704							第1	300	880	2,100		
								第2	600	880	2,400		
								第3①	1,000	1,370	3,290		
								第3②	1,300	1,370	3,590		
								第4	1,880	2,500	5,300	6,219	7,138
要介護2	772				12	22	14.0%	第1	300	880	2,179		
								第2	600	880	2,479		
								第3①	1,000	1,370	3,369		
								第3②	1,300	1,370	3,669		
								第4	1,880	2,500	5,379	6,378	7,376
要介護3	847	12	23	20				第1	300	880	2,266		
								第2	600	880	2,566		
								第3①	1,000	1,370	3,456		
								第3②	1,300	1,370	3,756		
								第4	1,880	2,500	5,466	6,551	7,636
要介護4	918							第1	300	880	2,348		
								第2	600	880	2,648		
								第3①	1,000	1,370	3,538		
								第3②	1,300	1,370	3,838		
								第4	1,880	2,500	5,548	6,715	7,883
要介護5	987							第1	300	880	2,428		
								第2	600	880	2,728		
								第3①	1,000	1,370	3,618		
								第3②	1,300	1,370	3,918		
								第4	1,880	2,500	5,628	6,876	8,124

ショートステイめざめ介護加算

		1割	2割	3割
医療連携強化加算	看護体制Ⅳを算定している。看護師の定期的な巡視、緊急時の対応の取り決め、急変時の医療提供の合意をしている。	59円	118円	177円
送迎加算	送迎をする場合 片道につき	187円	373円	560円
療養食加算	医師の指示に基づく治療食が提供された場合	8円/食	16円/食	24円/食
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、結果を歯科医療機関と介護支援専門員に情報提供した場合 ※1月に1回を限度	51円/回	102円/回	153円/回
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に適切な看取り介護を行った場合 看護職員と24時間連絡できる体制を確保している。 亡くなる30日前から7日間を限度	65円/日	130円/日	195円/日
長期利用者提供減算	連続して30日を超えて同一の短期入所事業所を利用した場合 ※60日を超える利用の場合はさらに減算あり	-31円/日	-62円/日	-92円/日

特養・ショートステイ共通料金

※各料金表に食費・居住費を足した金額が請求額となります。

<食費・居住費>

			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	特養	1日	300円	390円	650円	1,360円	1,880円
		30日	9,000円	11,700円	19,500円	40,800円	56,400円
	ショート	1日	300円	600円	1000円	1300円	1,880円
居住費		1日	880円	880円	1,370円	1,370円	2,500円
		30日	26,400円	26,400円	41,100円	41,100円	75,000円

<高額介護サービス費>

収入要件		世帯の上限額（月額）
現役並み所得相当	①年収約1160万円以上	140,100円
	②年収約770万～約1160万円	93,000円
	③年収約383万円～約770万円	44,400円
一般		44,400円
市町村民税世帯非課税等		24,600円
	年金80万円以下等	15,000円

<介護保険が適用されない費用>

●日常生活費（実費徴収分）

- ①理容・美容料金
- ②本人の嗜好による日用品
- ③通常の食事に要する費用を超えた入居者が特別に選定する食事
- ④入居者の希望による個別のクリーニング代
- ⑤外出行事等の食事代、入園・入館料など
- ⑥入居者の趣味活動に係る費用
- ⑦入居者の希望による新聞・雑誌などの購入代金
- ⑧個人的に持ち込んだ電化製品の電気料等